二十三　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～8　略］		
9	削除	
10	削除	
［11～18　略］		
19	削除	
［20～84　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～8　同左］		
9	(1)　東京都江戸川区瑞江２－46－３　(48,50) (2)　東京都江戸川区南小岩３－29－８　(32,40)	北緯35度41分49秒東経139度53分43秒の地点と北緯35度41分59秒東経139度53分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　東京都北区西が丘３－６－６　(101,80) (2)　東京都板橋区熊野町34―10　(76,00)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度44分35秒東経139度42分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［11～18　同左］		
19	(1)　長野県木曽郡上松町栄町２―683―１　(754,30) (2)　長野県木曽郡上松町大字荻原字舟60　(1201,40)	北緯35度46分37秒東経137度41分37秒の地点と北緯35度43分59秒東経137度43分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［20～84　同左］		

［２～４　略］　［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十四　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～15　略］		
16	削除	

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～15　同左］		
16	(1)　長野県下伊那郡売木村2649―111　(1183,60) (2)　長野県下伊那郡阿南町字新野28―１　(890,40)	北緯35度14分15秒東経137度42分35秒の地点と北緯35度14分57秒東経137度43分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度14分58秒東経137度43分